

暴力団排除に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

また、必要な場合には、別紙会員等名簿に記載した者が暴力団に関係していないか福岡県宗像警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を福津市長から求められた場合には、指定された期日までに提出することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の会員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が構成員となっている団体
 - (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを雇用、又は不当に利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と物品等の購入、又は役務の提供等の契約を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている、又は実質的に関与を受けている者
 - (9) 自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力又は暴力団員を利用するなどしている者
- 2 1の(1)から(9)までに掲げる者が、その運営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 1の(1)から(9)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約、物品購入、役務の提供等の契約相手方にしません。
- 4 上記契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該契約等を解除します。
- 5 自己又は契約の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、福津市長に報告し、警察署に通報します。

令和 年 月 日

福 津 市 長 様

[法人・団体にあつては事務所所在地]

住 所

団 体 名

代 表 者

會員等名簿

令和 年 月 日

团体名：

[illegible]

※この名簿の記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出てください。

※当該役職等名簿は例示であるため、「職名」「氏名（ふりがな）」「生年月日」「性別」及び「住所」の各項目を網羅していれば、様式は問いません。

【備考】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年政令第 507 号）及び、福津市個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）の規定に基づき取り扱うものとし、福津市暴力団等追放推進条例（平成 21 年条例第 17 号）に基づき実施する暴力団等追放措置以外の目的には使用しません。また、福津市がこれらの情報をもとに宗像警察署から取得した個人情報についても同様です。

○福津市暴力団等追放推進条例 （抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 福津市内に住所を有する者、市内に滞在する者、市内に通勤又は通学する者、市内において商業、工業その他の事業活動を行う者並びに市内に所在する土地及び建物の所有者及び管理者をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(3) 略

（市の責務）

第3条 市は、警察その他の関係機関、暴力団員による違法又は不当な行為の防止を目的とする団体及び市民と連携及び協力し、暴力団等を根絶し、及び暴力団事務所等の進出を防止するため、情報の提供、環境の整備その他必要な施策を実施するものとする。

2～4 略

（市の事務及び事業における措置）

第 4 条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

○福津市個人情報保護法施行条例 （抜粋）

（定義）

第3条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）において使用する用語の例による。

- 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条ただし書の規定により管理者を置かないとした場合にあたっては、その権限を行う市長）をいう。

○個人情報の保護に関する法律 （抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当確情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別番号が含まれるもの

2～11 略